

参考資料 3 用語解説

あ

| | |
|-------------|---|
| インフォーマルサービス | 公的機関や専門職による制度に基づく要介護者等に対するサービスや支援以外の援助。具体的には、家族、近隣住民、ボランティアなどの制度に基づかない援助などが挙げられる。 |
|-------------|---|

か

| | |
|-------------|---|
| 介護医療院 | 長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設として都道府県知事の許可を受けたもの（平成 30（2018）年度創設）。 |
| 介護給付適正化計画 | 事業者等の指定・監査の事業運営、介護サービスに関する苦情への対応、市町が行う適正化事業への広域支援について、考え方や目標等を整理し、県と市町が一体となって介護保険制度の適正運営を確保することを狙いとして策定した実施計画。 |
| 介護サービス情報の公表 | 介護保険は、サービスの利用者自らが介護サービス事業者を選択し、契約によりサービスを利用する制度であるが、利用者がサービスを利用する際に、必要とされる情報が不足していることから、平成 18（2006）年 4 月より介護サービスの内容や運営状況に関する情報をホームページにおいて公表し、利用者が各事業所の介護サービス情報を比較検討し、自分にあった事業者を選択することができるよう情報を提供する制度。 |
| 介護支援専門員 | 介護保険制度で、要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町・サービス事業者・施設などとの連絡調整を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識および技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。都道府県知事が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修の課程を修了して、都道府県知事の登録を受けることが必要。また、介護支援専門員証は 5 年の有効期間が設けられており、更新時の研修が義務づけられている。 |
| 介護福祉士 | 介護福祉士の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識および技術をもって、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に入浴、排泄、食事その他の介護を行い、介護サービス利用者や介護者を指導することを業とする者。 |
| 介護福祉士実務者研修 | 認知症高齢者の増加、成年後見・権利擁護への対応など、介護福祉士に新しい役割が求められている中で、3 年以上の実務経験者に係る介護福祉士の資格取得方法について、実務経験だけでは十分に修得できない知識・技術を身に付けることが必要であり、「社会福祉士および介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19（2007）年改正）において、実務経験 3 年に加え 6 月以上の実務者研修の受講が新たに義務付けられた。 |
| 介護保険事業計画 | 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、厚生労働大臣が定める基本指針に則して、市町等が 3 年を 1 期として策定する計画。主な策定事項は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・日常生活圏域の設定・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み・各年度における地域支援事業の量の見込み・介護予防・重度化防止、介護給付等に要する費用の適正化への取組および目標設定 |

| | |
|-----------------------|---|
| 介護保険事業支援計画 | <p>市町等の介護保険運営主体を支援するため、厚生労働大臣が定める基本指針に則して、県が3年を1期として策定する計画。主な策定事項は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉圏域の設定 ・各年度における介護給付費対象サービスの種類ごとの量の見込み ・介護予防・重度化防止、介護給付等に要する費用の適正化への取組への支援に関する取組および目標設定 ・老人福祉圏域を単位とする広域的調整 |
| 介護保険施設 | <p>介護保険法による施設サービスを行う施設で、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（介護療養病床）に加え、平成30（2018）年度から介護医療院が創設された。</p> <p>施設サービス計画に基づき必要な介護および日常生活上の世話等を行う。</p> |
| 介護予防 | <p>高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防すること、あるいは、要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）こと。</p> |
| 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） | <p>従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護および介護予防通所介護を、市町村が実施する介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業からなる総合事業へ移行し、地域の実情に応じて、住民主体の多様な主体が参画する多様なサービスを充実することにより、要支援者の自立支援へとつなげていく制度で、平成26（2014）年の介護保険法改正により、平成29（2017）年4月から全ての市町で実施されている。</p> |
| 介護老人保健施設 | <p>心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設として、都道府県知事の許可を受けたもの。</p> |
| 介護労働安定センター | <p>公益財団法人介護労働安定センター。介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上を図るための総合的支援機関であり、各県に支部がある。</p> <p>介護労働講習、介護事業者向け保障制度、雇用管理についての相談援助・情報提供、介護基盤人材確保助成および介護雇用管理助成等を実施している。</p> |
| 共生型サービス | <p>障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくし、また人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、高齢者や障がい児者が共に利用できるサービスのこと。</p> |
| 居宅介護支援 | <p>居宅の要介護者が、介護保険の居宅サービスその他の保健医療サービス等を適切に利用できるよう、要介護者の心身の状況や置かれている環境、本人・家族の希望を勘案して居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者などとの連絡調整を行うなどの支援を行うこと。</p> |
| 居宅療養管理指導 | <p>介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。居宅の要介護者に対して、医師・歯科医師・薬剤師等が療養上の管理や指導を行う。</p> |
| グループホーム | <p>「認知症対応型共同生活介護」参照。</p> |

| | |
|--------------|--|
| ケアハウス | 軽費老人ホームの一形態。60歳以上（夫婦の場合どちらか一方が60歳以上）で、かつ、身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が、低料金で利用でき、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を送るように工夫された施設。 |
| ケアプラン | 個々人のニーズに合わせた適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、介護支援専門員を中心に作成される介護計画のこと。 |
| ケアマネジャー | 「介護支援専門員」参照。 |
| 軽費老人ホーム | 低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。 |
| 健康診査（特定健康診査） | 生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者および予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行う健診。 |
| 高齢者虐待 | 高齢者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。近年、家族やサービス提供における虐待の実態が明らかにされ、その防止は大きな課題となり、平成17（2005）年には、いわゆる「高齢者虐待防止法」が成立した。虐待は、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」に分類される。 |

さ

| | |
|------------------|---|
| サービス付き高齢者向け住宅 | 「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された、高齢者が安心して生活できるバリアフリー構造の高齢者向けの住宅。居室面積や設備等のハード面の条件を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスの提供を必須としている。 |
| サルコペニア | 加齢に伴い、筋肉の量が減少していく現象。 |
| 社会福祉協議会 | 社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に、都道府県・市町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体。 |
| 社会福祉士 | 身体上又は精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。 |
| 若年性認知症支援コーディネーター | 若年性認知症に関する総合的な支援窓口となる者。若年性認知症の人やその家族・関係機関等からの相談に応じるほか、若年性認知症に関する研修の実施、若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークの調整等を行う。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| 就労的活動支援コーディネーター (就労的活動支援員) | 高齢者の就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等をマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする役割を担う者。介護予防を進める観点からは「役割がある形での社会参加」が重要であることから、高齢者が何らかの支援が必要な状態になったとしても、本人の希望と状態を踏まえた就労的活動などに参加できるようにするなど、地域とのつながりを保ちながら、役割を持って生活できる環境整備を進めることを目的とする。 特定の資格要件は定めるものではないが、地域の産業に精通している者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者とする。生涯現役社会の実現や市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体や民間企業と連絡調整できる立場の者が望ましいとされる。 |
| 主任介護支援専門員 | 介護支援専門員のうち、所定の研修課程を修了した者。介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を行う。 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 介護保険の給付対象となる地域密着型サービスの一つ。中重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス提供を行う。 |
| 生活支援コーディネーター | 平成 26(2014)年の介護保険法改正により、全ての市町が平成 30(2018)年度中に第 1 層(市町区域)および第 2 層(日常生活圏域(中学校区等))に配置することが義務づけられている。地域の企業、各種ボランティア、老人クラブ、社会福祉協議会等の多様な主体と連携し、地域のニーズと資源のマッチングや開発を行う等、多様な生活支援サービスの提供体制の構築を図る。 |
| 成年後見制度 | 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などをを行う場合に保護し、支援する制度。法定後見制度と任意後見制度からなり、法定後見制度はさらに後見、保佐、補助の 3 つに分かれている。任意後見制度は本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人(任意後見人)と契約するが、法定後見制度は本人の判断能力が不十分になった際に申し立てを行い、家庭裁判所が後見人を決定する。 |
| S I B (ソーシャル・インパクト・ボンド) | 間資金を活用して革新的な社会課題解決型の事業を実施し、その事業成果(社会的コストの効率化部分)を支払いの原資とすることをめざす社会的インパクト(行政コスト削減等)の取組。 |

た

| | |
|----------|---|
| ターミナルケア | 病気で余命がわずかな方や老衰などの方が、人生の残り時間を自分らしく過ごし、満足して最期を迎えられるように、本人・家族の希望に沿って、苦痛などを緩和し、精神的な平穏や残された生活の充実などを支援すること。 |
| 短期入所生活介護 | 介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。居宅の要介護者に対して、特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所させ、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行う。 |

| | |
|----------------------|---|
| 短期入所療養介護 | 介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。病状が安定している居宅の要介護者に対して、介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設などに短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療などを行う。 |
| チームオレンジ | 地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと、認知症サポーターを結びつける仕組みのこと。市町が、認知症サポーターの近隣チームにより編成する。認知症の人もメンバーとしてチームに参加することが望まれている。 |
| 地域医療介護総合確保基金 | 平成 26 (2014) 年 6 月に成立した「地域における医療および介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」の推進をめざし、消費税増収分を財源として創設された財政支援制度で、県に設置されている。 |
| 地域共生社会 | 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすもの。 |
| 地域ケア・地域包括ケア | 住み慣れた自宅や地域において最期まで安心して暮らし続けるため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス、さらにはインフォーマルサービスを、有機的に結びつけて、切れ目なく提供すること。また、住宅政策とも相まって、高齢者の地域生活全般を支援すること。 |
| 地域支援事業 | 地域で生活する高齢者が、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、要介護状態等となった場合でも地域において自立した日常生活が営むことができるように包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化する観点から市町が実施する事業。事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の 3 つからなる。 |
| 地域包括支援センター | 平成 17 (2005) 年の介護保険法の改正により、新たに地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。主な業務は、地域包括支援ネットワークづくり（地域に、総合的・重層的なサービスネットワークを構築すること）、総合相談支援・権利擁護（高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐこと。また、虐待防止など高齢者の権利擁護に努めること。）、介護予防ケアマネジメント（介護予防事業・予防給付が効果的・効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行うこと。）、包括的・継続的ケアマネジメント支援（高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること）がある。 |
| 地域包括支援センター運営協議会 | 地域包括支援センターの適正、公正かつ中立な運営を確保するために意見をす機関。介護サービス事業者等の代表者および利用者、被保険者、地域の保健・医療・福祉に関する学識経験者などから組織され、各保険者において設置する。 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 介護保険の給付対象となる地域密着型サービスの一つ。定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームのこと。できるだけ居宅の生活への復帰を念頭に置いて、能力に応じ自立した生活が営めるよう、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与など日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と世話を行う。 |

| | |
|------------------|---|
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 介護保険の給付対象となる地域密着型サービスの一つ。定員 29 人以下の小規模な有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームで、入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型の特定施設。入居者がその能力に応じ自立した生活が営めるよう、入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言など日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行う。 |
| 通所介護 | 介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つでデイサービスのこと。居宅の要介護者に対して、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター等に通わせ、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を行う。 なお、利用定員 18 以下の通所介護は、平成 28 (2016) 年 4 月から地域密着型通所介護へ移行された。 |
| 通所リハビリテーション | 介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つでデイケアのこと。病状が安定している居宅の要介護者に対して、介護老人保健施設・病院・診療所等の施設に通わせ、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法やリハビリテーションを行う。 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 介護保険の給付対象となる地域密着型サービスの一つ。重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う。 |
| 特定施設 | 特定施設入居者生活介護の指定を受けられる施設で、有料老人ホーム、軽費老人ホームおよび養護老人ホームがある。 |
| 特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホーム、軽費老人ホームおよび養護老人ホームで、一定の計画に基づき入浴、排泄、食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。都道府県知事の指定を必要とする。 |
| 特定福祉用具販売 | 介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。居宅の要介護者に対して、入浴や排泄に用いるような貸与になじまない用具である特定福祉用具の販売を行う。 |
| 特別養護老人ホーム | 身体上又は精神上の著しい障がいのため常時介護が必要で在宅介護が困難な高齢者等を入所させて、入浴・排泄・食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とする施設。介護保険では、介護老人福祉施設として位置づけられている。 |

な

| | |
|----------------|--|
| 認知症 | 病気等の原因で脳の細胞が死んだり、働きが悪くなるために様々な障がいが起こり、生活する上で支障がでている状態。記憶力、思考力、判断力等に障がいが見られ、知覚・感情・行動に関する症状が生じることも多い。 |
| 認知症 IT スクリーニング | 認知症初期診断の IT ツールを活用し、かかりつけ医から依頼を受けた三重大学医学部附属病院認知症センターが、職員派遣等により患者のスクリーニングを行い、そのデータを大学専門医が診断して、かかりつけ医に結果を返す仕組みのこと。 |
| 認知症サポーター | 自治体等が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。 |

| | |
|--------------|---|
| 認知症サポート医 | 認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。 |
| 認知症疾患医療センター | 認知症の専門医療機関として県内9か所に設置。認知症の鑑別診断、幻覚・興奮などの行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療や、認知症に関する心配ごと、困りごとについての相談を受けている。 また、地域の保健医療・介護関係者への研修等を実施し、地域における切れ目のない支援体制を提供するための連携拠点となる。 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 介護保険の給付対象となる地域密着型サービスの一つでグループホームのこと。認知症の高齢者に対して、共同生活を営む住居において、家庭的な環境の下、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を行う。 |
| 認知症対応型通所介護 | 介護保険の給付対象となる地域密着型サービスの一つ。認知症の高齢者に対して、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター等に通わせ、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を行う。 |
| 認知症初期集中支援チーム | 認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い、早期診断や必要な支援に結び付ける活動をする。 |
| 認知症地域支援推進員 | 認知症の人と家族を支える地域の人材やサービス拠点についての情報収集や情報提供、在宅介護サービス従業者に対する認知症研修の実施など、地域の実情に応じて認知症の人と家族を支援する事業を実施する者。 |

は

| | |
|----------|---|
| 複合型サービス | 介護保険の給付対象となる地域密着型サービスの一つ。小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせる一つの事業所から一体的に提供を行う。 |
| 福祉人材センター | 福祉サービスに係る人材の確保を図るため、啓発、広報、研修等を実施するとともに、福祉人材バンク（福祉現場から求人情報を受けるとともに、福祉現場に就職を希望する者を登録し、求人職場に斡旋する事業）を行う組織。 |
| 福祉用具貸与 | 介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。居宅の要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具の貸与を行う。 |
| フレイル | 加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態。要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。 |
| 訪問介護 | 介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つでホームヘルプサービスのこと。居宅の要介護者に対して、訪問介護員がその居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話を行う。 |

| | |
|-----------------------------|---|
| 訪問介護員 | 訪問介護を行う者の資格の一つで、県知事の指定する介護員養成研修（介護職員初任者研修）等の課程を修了した者。ホームヘルパー。 |
| 訪問看護 | 介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。病院・診療所・訪問看護ステーションに所属する看護師・保健師・准看護師等が主治医の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。 |
| 訪問看護ステーション | 訪問看護を行う事業所、特に、病院・診療所以外の事業所のことをいう。 |
| 訪問入浴介護 | 介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。居宅の要介護者に対して、その居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。 |
| 訪問リハビリテーション | 介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。病状が安定している居宅の要介護者に対して、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などがその居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法やリハビリテーションを行う。 |
| 保健師 | 厚生労働大臣の免許を受け、保健師の名称を用いて、健康の保持増進、疾病の予防・治療、社会復帰、健康教育、健康相談など広く地域住民に対して保健指導を行う者。 |
| 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金 | 高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するため、自治体への財政的インセンティブとして創設された交付金。 市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるような客観的な指標を設定し、「各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組」および「都道府県が行う市町村に対する取組の支援」に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金が交付される。 平成30年度から開始した「保険者機能強化推進交付金」に加え、令和2年度より、介護予防・健康づくり等に資する取組をより重点的に評価する「介護保険保険者努力支援交付金」が創設された。 |

ま

| | |
|-------------|---|
| 三重県医療計画 | 「医療法」に基づき策定する計画で、三重県の医療行政推進の基本方針であり、県民が医療に対し、より一層の信頼と安心を実感できるよう、患者本位の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築をめざす。平成30（2018）年3月に、平成30（2018）年度から6年間を計画期間とする「第7次三重県医療計画」を策定。 |
| 三重県医療費適正化計画 | 誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を維持し、国民生活の質の維持および向上を確保しつつ、今後、医療に要する費用が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていくために「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条に基づき、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間を計画期間とする「第三期三重県医療費適正化計画」を策定。 |
| 三重県感染症対策条例 | 新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、本県における感染症の発生予防およびまん延防止を図り、県民が安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的に、令和2（2020）年12月に制定。 |

| | |
|----------------------|--|
| 三重県地域医療構想 | 団塊の世代が75歳以上を迎える令和7(2025)年を視野に、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を適切に推進するために、平成29(2017)年3月に策定。「三重県医療計画」の一部として位置づけられる。 |
| 三重県地域福祉支援計画 | 社会福祉法に基づく、県の高齢者、障がい者、児童等の福祉における共通的な事項等を横断的に記載する福祉分野の上位計画。各市町における地域福祉の推進を支援していくため、県として、広域自治体の観点から、専門性の高い課題等への対応による市町における包括的な支援体制への支援等について定めている。令和元年度(令和2年3月)に、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間として策定。 |
| 三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針 | 特別養護老人ホームでのサービスを受ける必要性が高い入所希望者を優先的に入所させることができるよう各施設が入所基準を作成する上で標準となる三重県としての指針。国が示す指針に基づき作成。 |
| 三重県認知症コールセンター | 認知症の本人や家族の相談に、認知症介護の専門家や介護経験者等が対応する電話相談事業。 |
| 三重の健康づくり基本計画 | 少子高齢化の進展などに伴う社会環境や疾病構造の変化の中で、子どもから高齢者まで、全ての県民が健やかで心豊かに生活できるよう、県民の健康増進の総合的な推進を図るための取り組むべき課題や方向性を示す計画。「三重県健康づくり推進条例」に基づく、健康づくりに関する基本計画であり、健康増進法に基づく都道府県の健康増進計画として位置づけられる。 |
| 三重県リハビリテーション情報センター | 平成27(2015)年度に三重県理学療法士会が三重県作業療法士会、三重県言語聴覚士会と連携して創設したもの。県内リハビリテーション施設・サービスの情報提供や市町等へのリハビリテーション専門職の派遣、リハビリテーション専門職を対象とした研修会の開催等により、介護予防の推進に組んでいる。 |
| みえ福祉第三者評価 | 事業者自らが提供している福祉サービスの内容について、「自己評価」を行ったうえで利用者・事業者以外の第三者(評価機関)が評価することで、事業者が課題点、問題点等の「気づき」につなげ、「改善計画」を実行することを目的とした、三重県独自の評価制度。 |
| 民生委員 | 低所得者や高齢者などの生活状況を把握し、必要な援護活動や心配事相談を行うなど地域福祉の増進のために広範な活動を行う。法に基づいて設置された民間奉仕者。 |

や

| | |
|-----------|--|
| 夜間対応型訪問介護 | 介護保険の給付対象となる地域密着型サービスの一つ。居宅の要介護者が夜間でも安心してその居宅で生活できるよう、定期的な巡回や緊急の通報により居宅を訪問し、訪問介護員が入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話をを行う。 |
| 有料老人ホーム | 老人福祉法に規定された高齢者向けの生活施設で、老人を入所させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他生活サービスを提供する事業を行う施設(特別養護老人ホーム等の老人福祉施設ではないものを指す)。 |
| ユニットケア | 施設の居室をいくつかのグループに分けて、それを1つの生活単位(ユニット)として、小人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うこと。 |

養護老人ホーム

環境上の理由および経済的理由により在宅での生活が困難な高齢者の利用施設。

ら

療養病床

主として長期療養を必要とする患者のための病床として医療法上の許可を受けた、病院・診療所の病床（精神・感染症・結核病床を除く）。長期療養患者に適した員数の医師・看護師等を配置し、機能訓練室・談話室等を設置することとされている。療養病床には、医療保険適用（医療療養病床）と介護保険適用（介護療養病床）がある。

老人福祉圏域

県介護保険事業支援計画および高齢者福祉計画において県が設定する広域の圏域。保健医療サービスおよび福祉サービスの連携を図る観点から本県では二次医療圏と一致させている。老人福祉圏域単位で施設整備など広域における調整を行う。

ロコモティブシンドローム

骨や関節の病気、筋力の低下、バランス能力の低下によって転倒・骨折しやすくなることで、自立した生活ができなくなり、介護が必要となる危険性が高い状態。